

在日米軍に提供する役務に係る対価の承認の手續について（通達）

昭和 52 年 7 月 26 日  
陸幕 4 第 192 号

改正 昭和 57 年 6 月 30 日陸幕施第 165 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号

各方面総監 殿

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 83）

在日米軍に提供する役務に係る対価の承認の手續について（通達）  
標記について、別添によるほか下記により実施されたい。

記

- 1 防経施第 934 号（52. 3. 4）第 1 項又は第 2 項の防衛大臣の承認を得ようとする場合駐屯地司令は、別紙第 2 又は別紙第 3 により順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。  
この場合の提供役務の対価の算定方法及び徴収料金の取扱いは、原則として別紙第 1 によるものとする。
- 2 防経施第 934 号第 4 号の防衛大臣に終了の報告をしようとする場合は、別紙第 4 により方面総監を経由して陸上幕僚長に速やかに報告するものとする。
- 3 別紙第 3 による上申及び別紙第 4 による報告は、対価の変更をしようとする日又は役務の提供を終了しようとする日の 30 日前までに行うものとする。

## 提供役務の対価の算定方法及び徴収料金の取扱い

## 1 算定方法

提供役務の対価の算定は、次表により行うもののほか、陸幕施第75号（54.3.26）「部外給水料金等の算定及び徴収料金の取扱いについて（通達）」（例規83）（以下「通達」という。）によるものとする。

項目等 役務の種類		項 目	説 明		算 定 要 領
給 水	自隊給水	人 件 費	通達第2項第2号ア及びイ	人件費と同じ。	$\text{総合単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{人件費} + \text{電気料} + \text{維持費}}{\text{駐屯地等の年間総給水量}}$ $\text{水道料} = \text{総合単価} \times \text{米軍の使用量 (m}^3\text{)} \times 1.02$
		電 気 料		電気料と同じ。	
		維 持 費		人件費、電気料を除く項目とする。	
		ラインロス	1.02		
	都市給水	水 道 料	駐屯地等が請求を受けた水道料とする。	$\text{総合単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{水道料} + \text{維持費}}{\text{駐屯地等が年間に供給を受けた水道使用量}}$ $\text{水道料} = \text{総合単価} \times \text{米軍の使用量 (m}^3\text{)} \times 1.02$	
		維 持 費	駐屯地等が使用した給水用電力犯、消毒薬品費等とする。		
ラインロス		1.02			
汚 水 処 理 (単独・合併型)	人 件 費	通達第2項第2号ア及びイ	人件費と同じ。	$\text{総合単価 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{人件費} + \text{電気料} + \text{維持費} + \text{水道料} + \text{燃料費}}{\text{駐屯地等が年間に放流した汚水量}}$ $\text{汚水処理料} = \text{総合単価} \times \text{米軍の放流した汚水量 (m}^3\text{)}$	
	電 気 料		電気料と同じ。		
	維 持 費		人件費、電気料を除く項目とする。		
	水 道 料	駐屯地等が浄化槽維持管理用として使用した水道料とする。			
	燃 料 費	汚での焼却に要した燃料費、浄化槽管理室等の採暖費とする。			
給 電	商用電源	電 気 料	駐屯地等が請求を受けた電気料とする。	$\text{総合単価 (円/KWH)} = \frac{\text{電気料} + \text{維持費}}{\text{駐屯地等が年間に供給を受けた電力使用量}}$ $\text{電気料} = \text{総合単価} \times \text{米軍の使用料 (KWH)} \times (1 + \text{損失率})$	
		維 持 費	電気設備維持修理費と消耗品費とする。		
		ラインロス	1 + 損失率とする。(損失率：通達による。)		

変電所の運営	人件費	変電所の勤務人員の人件費とする。	$\text{総合単価 (円/KWH)} = \frac{\text{人件費} + \text{維持費}}{\text{駐屯地等が年間に供給を受けた電力使用量}}$ $\text{電気料} = \text{総合単価} \times \text{米軍の使用量 (KWH)} \times (1 + \text{損失率})$
	維持費	変電所維持修理費と消耗品費とする。	
給 気  (自隊ボイラー)	人件費	ボイラー勤務人員の人件費とする。	$\text{総合単価 (円/トン)} = \frac{\text{人件費} + \text{電気料} + \text{水道料} + \text{燃料費} + \text{維持費}}{\text{駐屯地等の年間総蒸気発生量}}$ $\text{蒸気料} = \text{総合単価} \times \text{米軍への送気量 (トン)} \times (1 + \text{損失率})$
	電気料	ボイラーに要した電力量×給電単価×(1+損失率)とする。	
	水道料	ボイラーに要した給水量×給水単価×1.02とする。	
	燃料費	ボイラーに要した燃料の量×単価とする。	
	維持費	修理費、保守料、事務用消耗品費、事務費、その他とする。	
	ラインロス	1+損失率とする。 (損失率：実績損失率とする。)	

- 備考：1 各費目の対価の算定の基礎は、前年度実績額又は、当初予想額とする。  
2 徴収料金の取扱いは、通達第3項「徴収料金の取扱要領」を準用するものとする。

別紙第2  
発簡番号  
発簡年月日

陸上幕僚長 殿

〇〇駐屯地司令 印

在日米軍に提供する役務に係る対価の承認について（上申）

標記について、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第97条の規定に基づき提供する役務の対価について別紙のとおり防衛大臣の承認を得られたく上申する。

添付書類：別紙「役務対価承認申請書」

（保存期間）

別紙第3  
発簡番号  
発簡年月日

陸上幕僚長 殿

〇〇駐屯地司令 印

在日米軍に提供する役務に係る対価の変更の承認について（上申）

標記について、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第97条の規定に基づき提供する役務の対価の変更について、別紙のとおり防衛大臣の承認を得られたく上申する。

添付書類：別紙「役務対価変更承認申請書」

（保存期間）

別紙第4  
発簡番号  
発簡年月日

陸上幕僚長 殿

〇〇駐屯地司令 団

在日米軍に提供する役務の終了について（報告）

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 駐屯地名
- 2 役務対価承認書の承認年月日及び承認番号
- 3 提供を終了しようとする役務の種類及び予定年月日
- 4 提供を終了しようとする理由
- 5 その他参考となる事項

陸上幕僚長 殿

事務次官

在日米軍に提供する役務に係る対価の承認の手続について（通達）

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）附則第 12 項の規定に基づき、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「在日米軍」という。）に対して提供する役務の対価に係る自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 97 条の規定による承認の手続については、下記によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

- 1 自衛隊法施行規則第 97 条の規定による承認を得ようとする場合には、別記様式第 1 による役務対価承認申請書を順序を経て、防衛庁長官（以下「長官」という。）に提出するものとする。
- 2 前項により承認された役務の対価の算定方法を変更しようとする場合には、別記様式第 2 による役務対価変更承認申請書を順序を経て、長官に提出するものとする。
- 3 対価の算定方式は、単価方式（総費用を総使用量で除して単価を算出し、これに在日米軍の使用量を乗じて対価を算出する方式をいう。）によることを原則とし、在日米軍の使用量を計量することが困難な場合には、比例方式（総費用を員数、面積その他の適当な基準を用いて、比例配分する方式をいう。）によるものとする。
- 4 役務の提供を終了しようとする場合には、その旨を順序を経て、長官に報告するものとする。

役 務 対 価 承 認 申 請 書

- 1 役務提供責任者（官職、階級、氏名）
- 2 役務の提供が行われる駐屯地等の名称
- 3 役務の提供を受けようとする在日米軍の内容
  - (1) 施設番号及び施設名
  - (2) 主たる所在部隊
  - (3) 所在人員数
  - (4) 業務内容
- 4 役務
  - (1) 役務の種類
  - (2) 役務の対価の算定方法
  - (3) 役務の年間予想使用量（自衛隊も含めた年間予想使用量も付記すること。）
- 5 その他参考となる事項
  - (注) 1 第1項の役務提供責任者とは、自衛隊法施行規則第96条に掲げられている者をいう。
  - 2 第2項の役務の提供が行われる駐屯地等とは、陸上自衛隊の駐屯地若しくは分屯地、海上自衛隊の部隊若しくは機関又は航空自衛隊の基地若しくは分屯基地をいう。
  - 3 第4項第2号の役務の対価の算定方法は、具体的数式を用いて示すものとする。なお、年間予想使用量に対応する対価について、当該算定方法による計算例を示すものとする。
  - 4 この申請書には、在日米軍の施設及び役務提供施設の位置その他参考となる事項を示した図面を添付するものとする。



役務対価変更承認申請書

- 1 役務対価承認申請書の承認年月日及び承認番号（当該申請書の写しを添付するものとする。）
- 2 変更部分
- 3 変更理由
- 4 その他参考となる事項

在日米軍に提供する役務に係る対価の承認の手続について  
 (防経施第 934 号 (52. 3. 4) ) について

昭和 52 年 3 月 4 日  
 経理局施設課

- 1 標記通達 (以下「通達」という。) 第 2 項の「役務の対価の算定方法を変更しようとする場合」とは、次の各号に掲げる場合をいう。
  - (1) 単価方式を比例方式に変更する場合、又は、その逆の場合
  - (2) 次項の表中、費目欄に掲げられている費目の追加又は削除
  - (3) 次項の表の費目欄に掲げられている費目中、ラインロスの算定の基礎になる比率の変更 (人件費、水道料、電気料等の要因によって決められる料金の変更は含まない。)
- 2 通達第 3 項にいう総費目とは、原則として、次の表の左欄に掲げる役務について、それぞれ、右欄に掲げる費目の合計とする。

役務		費目
給水	ア	人件費、電気料、維持費、ラインロス
	イ	水道料、維持費、ラインロス
	ウ	維持費
汚水処理		人件費、電気料、水道料、燃料費、維持費
変電所の運営		人件費、維持費
給気	ア	人件費、電気料、水道料、燃料費、維持費、ラインロス
	イ	スチーム料、維持費、ラインロス
	ウ	維持費
給電	ア	人件費、燃料費、維持費、ラインロス
	イ	電気料、維持費、ラインロス
	ウ	維持費
液体燃料の保管		人件費、維持費

- (注) (1) 給水、給気及び給電の項中、ア、イ及びウは、次に掲げるそれぞれの場合をいう。
- ア 上水、スチーム又は電気 (以下「上水等」という。) を自隊でつくり、当該上水等を在日米軍に提供する場合
  - イ 部外でつくられた上水等を不定期に在日米軍に提供する場合
  - ウ 部外でつくられた上水等を継続して在日米軍が使用できるように、自衛隊の水道管等を提供する場合 (この場合において、在日米軍の支払う水道料等は、役務の対価ではない。)
- (2) 費目中、電気料には電気税を含むものとする。
  - (3) 費目中、ラインロスについては、施設の新旧度及びラインの長さの 2 つの要素をもとにしてその算定の基礎となる比率を定めるものとする。
  - (4) この表の費目の外、水圧の加圧等を行うことにより、特別の経費を支出している場合には、これに関する費目を追加するものとする。

### 3 在日米軍の支払う水道料等の取扱いについて

第2項の表の(注)(1)ウの場合において、在日米軍が消費する上水等について、供給者側の事情により、自衛隊が名義上の契約者となっているときは、当該上水等の水道料等に、次の手順により、在日米軍が、直接供給者に支払うよう措置することができる。

- (1) 供給者は、名義上の契約者である自衛隊に水道料等を請求する。
- (2) 自衛隊は、在日米軍の使用量に基づき在日米軍の負担すべき水道料等を計算して、在日米軍に対して、負担を請求する。
- (3) 在日米軍は、前号により請求される水道料等を直接供給者に支払う。